

諸外国における最低賃金決定プロセス等について

1. 英国¹：全国最低賃金法（1998）

(1) 目的

- 明文規定なし
- 低賃金委員会の見解として、最低賃金の目的を労働者の所得格差の是正であるとしつつ、利点として(1)貧困の減少、労働インセンティブの確保、税制と社会保障制度の補完、(2)搾取の排除による所得不均衡の是正、職場の品位と公平性の確保、(3)男女間、民族間の機会公平の促進、(4)企業競争力の発揚、(5)離職率の減少、訓練への投資の増加による生産性の向上、企業競争力の発揚を掲げる。他方、企業負担の増加を最小限にする水準が合理的であるとして、経済への悪影響がないことも重視²

(2) 適用労働者³ 16歳以上で、契約上、連合王国及びその領海で日常的に労働する労働者(3) 適用除外⁴

軍隊所属者、分益漁師、ボランティア労働者、宗教団体の住み込み労働者、受刑者、無報酬労働に従事することで罰金を免除される者、住み込み外国人、家族経営事業に従事する家族、特定の訓練に従事する者

(4) 改定方法、決定主体⁵

- 政府⁶が決定。事実上の慣行として、毎年、低賃金委員会への諮問の上、ほぼ委員会勧告通りの改定を行い、政令で公布（改定の時期や頻度については規定がなく、低賃金委員会への諮問も義務ではない。）。
- 低賃金委員会は労働者側委員、使用者側委員、有識者委員からなる三者構成の諮問機関。労使同数の定めはない。

(5) 決定基準

- 低賃金委員会は、勧告に当たり、「全国最低賃金法が英国経済全体およびその競争力に与える影響に配慮し、かつ政府が問題を付託する際に

1 神吉知郁子『最低賃金と最低生活保障の法規制』（信山社，平成23年）p.142以下

2 神吉・前掲脚注1書 p.144-p.145

3 神吉・前掲脚注1書 p.146

4 神吉・前掲脚注1書 p.146

5 神吉・前掲脚注1書 p.156-157

6 国務大臣が決定するとしており、担当大臣は特定されていない。現在はビジネス・イノベーション・技能省が公表

特定した付加的要素について考慮しなければならない」と規定されている⁷。

- 実際には、賃金審議会（1993年廃止）の最低賃金額の影響、他国の法定最低賃金の賃金再分配率のデータ、国内の低賃金産業において実際に支払われた賃金のデータ、最も影響を受ける産業を代表する団体の見解、賃金格差およびマクロ経済への影響に関する経済学者の評価、国家統計局の時間収入年次調査等を考慮⁸。

2. フランス⁹：労働法（全職域成長最低賃金（SMIC）（1970））

(1) 目的

- 低賃金労働者の「購買力の保証」と低賃金労働者の「国民経済発展への参加の保証」¹⁰

(2) 適用労働者

⁷ 神吉・前掲脚注1書 p.157、全国最低賃金法第7条第5項

In considering what recommendations to include in their report, the Low Pay Commission—

(a) shall have regard to the effect of this Act on the economy of the United Kingdom as a whole and on competitiveness; and

(b) shall take into account any additional factors which the Secretary of State specifies in referring the matters to them."National Minimum Wage Act 1998"

<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1998/39>（最終検索日：平成27年1月29日）

⁸ 神吉・前掲脚注1書 p.157-158 なお、低賃金委員会の2014年のレポートで考慮事項として触れられているものとして、2013年の経済情勢から、2013年の引上げ率（1.9%）は低賃金労働者の相対的な所得を維持するだろうと思われていたが、同時に、実質的な所得としては減少があるだろうことを認識していたこと、2013年の勧告はいくつかの賃金指標の伸びと概ね一致していたが、物価上昇を下回っていたこと、賃金の中央値と平均に対する最低賃金の価値（The bite of NMW）は、1999年の最低賃金導入時から75%上昇したが、物価上昇を考慮すると、最低賃金の実質的価値は2004年のレベル以下に留まること、賃金の中央値に対する最低賃金の価値は経済全体に対しては最も高いレベル（52.4%）で、あること、雇用全体が堅調に伸びていること（2.1%）、リサーチの結果、最低賃金の雇用に対する副作用を示す根拠がほとんどないこと、短期中期的な経済成長の見通しが2013年1月より良いこと等に触れ、経済の見通しが楽観的であること、労働市場が堅調であること、最低賃金が中央値の賃金に対する割合として少し低下していることから、近年よりも高い引上げ率を勧告する余地があり、まずは最低賃金の実質的価値を取り戻すべきであるとして、3%の引上げを勧告している。Low Pay Commission"National Minimum Wage-Low Pay Commission Report 2014"

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/288847/The_National_Minimum_Wage_LPC_Report_2014.pdf（最終検索日：平成27年1月29日）

⁹ 奥田香子「フランスの最低賃金制度の概要と最近の動向」（『DIO 連合総研レポート』No.272 2012年6月号、p.4以下）、神吉・前掲脚注1書 p.210以下

¹⁰ 神吉・前掲脚注1書 p.211

- 通常の身体能力を有する 18 歳以上のすべての労働者¹¹。労働法典 L.3211-1 条に定める私法上の権利を有する使用者及び労働者（工業及び商業的な性格を有する公的機関の従業員、公的行政機関において私法上の権利を有する従業員、農業部門、支店の代表者（gerants de succursales）を含む）。

(3) 適用除外¹²

- 労働時間の管理に適さない労働者（在宅労働者等）
- 職業訓練生及び若年者向け各種援助措置を受けている者（年齢及び訓練期間に応じて 22～75%の減額割合）
- 18 歳未満の労働者で当該部門での職歴が 6 か月未満の者（17 歳未満は 20%、17 歳から 18 歳は 10%の減額割合）

(4) 改定方法、決定主体

① 年次改定

- 政府が政労使の協議の場である全国団体交渉委員会に諮問し、その答申を受けて政令により改定される。
- 全国団体交渉委員会は政府代表 4、労使各 18。同委員会は、「国家の財政勘定の分析および一般的経済条件についての報告を受とり」「それらの要素を熟考し、年度途中の改定を考慮に入れた上で、政府に対して、必要があれば多数派および少数派の立場を詳述した報告書を添えて、理由付き答申をだす」とされており、答申は労使の合意ではなく、それぞれの意見を非公開の報告書にまとめて提出する¹³。
- SMIC の改定について意見を述べる独立の機関である専門家委員会が毎年全国団体交渉委員会と政府に対して報告書を提出する¹⁴。専門家委員会は、経済・社会の領域での能力・経験により選ばれ、首相が任命。労働市場の発展、生産性の向上、付加価値の分配、企業競争力、比較可能な諸外国の最低賃金の上昇を分析したうえで意見を述べる。また、政府も国家財政分析及び一般的経済状況に関する報告を全国団体交渉委員会に提出する。政府の報告書と専門家委員会の報告書に開

¹¹ 神吉・前掲脚注 1 書 p.212-213

¹² 厚生労働省『2013 年 海外情勢報告』p.164

<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/14/dl/t3-01.pdf>（最終検索日：平成 27 年 1 月 29 日）

¹³ 神吉・前掲脚注 1 書 p.219

¹⁴ サルコジ政権（2007 年）下の雇用指針評議会において、賃金構造の硬直化、労働費用の増大が指摘され、雇用の適正な配分を保障するための経済条件に応じた SMIC の引上げを可能とするため、専門の SMIC 委員会が設置された。神吉・前掲脚注 1 書 p.226-230

きがある場合、政府はその理由を書面で述べる¹⁵。

② 物価スライド方式による改定¹⁶

➤ 全国消費者物価指数の上昇分だけ自動的に改定（政府の裁量はない）。

③ 政府の裁量による改定

➤ 年次改定時あるいは年度途中で政令により SMIC の額を改定できる

(5) 決定基準

① 年次改定

➤ 年次増額は、「労働省による 3 ヶ月ごとの調査によって記録された平均時間給の購買力の上昇分の 2 分の 1 を下回ってはならない」「最低賃金の上昇と、一般的経済条件及び国民所得との間の永続的な全ての不均衡を除去しようとするものでなければならぬ」とされる¹⁷。

➤ 以下の i~iii を踏まえて、政府が全国団体交渉委員会に諮問し、答申を受けて命令（デクレ）により改定

i. 特殊な世帯の物価上昇率¹⁸

ii. 生産労働者（一般ワーカー及び事務系労働者）基本時間給実質上昇率×1/2 以上

iii. 政府の裁量による上乘せ

② 物価スライド方式による改定

➤ 消費者物価指数が前回の改定水準より 2%以上上昇した場合、指数発表の翌月初日にその上昇分だけ改定される

➤ 消費者物価指数は、世帯主が労働者である都市部の世帯で、タバコを除く 295 品目の消費者物価を対象として算出される指標¹⁹

③ 政府の裁量による改定

3. ドイツ²⁰：一般的最低賃金の制定に関する法律（2014）

(1) 目的

➤ 明文の規定なし

¹⁵ 奥田・前掲脚注 9 書 p.6

¹⁶ 神吉・前掲脚注 1 書 p.217

¹⁷ 神吉・前掲脚注 1 書 p.218

¹⁸ 特殊な世帯とは、一般ワーカーのうち、生活水準の下位 20%の世帯を抽出した世帯。2013 年 2 月に従来の消費者物価指数の上昇率（基準となる世帯主が一般ワーカーまたは事務系労働者である都市部の世帯の上昇率）から改められた。（厚生労働省大臣官房国際課調べ）

¹⁹ 神吉・前掲脚注 1 書 p.217

²⁰ 山本陽大「ドイツにおける新たな法定最低賃金制度」『労働法律旬報』No.1822,平成 26 年 8 月 25 日号、p.36-p.44

- 「ドイツの労働者は不適當な低賃金から保護されることになる。また、法定最低賃金は公正かつ機能的な競争にも貢献する。さらに、最低賃金は社会保障システムの安定にも貢献する」²¹。
- (2) 適用労働者
- 労働者
- (3) 適用除外²²
- 校則、職業教育規則又は大学規則により義務づけられている実習を行う者
 - 職業訓練又は大学教育の開始に際してのオリエンテーションのための 6 週間以下の実習
 - 職業訓練、又は大学における職業教育に付随して行われる 6 週間以下の実習
 - 導入訓練に参加する場合
 - 18 歳未満の労働者であって、デュアルシステム修了資格等の職業資格を有しない者
 - 職業訓練のための被用者、名誉職
 - 一年以上失業していた者の雇用後最初の 6 ヶ月間等については適用しない
- (4) 改定方法、決定主体
- 常設の最低賃金委員会が 2 年ごとに最低賃金額の適切性について決議を行う²³ (審議は非公開²⁴)。決議は単純過半数の賛成により行われる²⁵。連邦政府は法規命令により最低賃金委員会により提案された適切な最低賃金を規定²⁶
 - 最低賃金委員会の構成は、議長 1、常任委員 6 (労使各 3 名ずつ)、諮問委員 2 (学術分野からの委員 (労使提案)、議決権なし)²⁷
- (5) 決定基準
- 「最低賃金委員会は、労働者にとって必要な最低限度の保護に寄与し、公正かつ機能的な競争条件を可能とし、かつ雇用を危殆化させないた

²¹ ドイツ連邦政府プレスリリース

²² 山本・前掲脚注 20 p.43 一般的最低賃金法第 22 条

²³ 一般的最低賃金法第 9 条第 1 項

²⁴ 一般的最低賃金法第 10 条第 4 項

²⁵ 一般的最低賃金法第 10 条第 2 項。賛成が過半数に至らない場合、委員長が斡旋の提案を行い、なお賛成が過半数に至らない場合は、委員長が議決権を行使する。

²⁶ 一般的最低賃金法第 11 条第 1 項

²⁷ 一般的最低賃金法第 4 条第 2 項

めに、いかなる額の最低賃金が適切かを、総合的に勘案して審査を行う。最低賃金委員会は、最低賃金の決定に際し、協約上の動向に従うものとする。」²⁸

4. 米国²⁹：公正労働基準法（1938）

(1) 目的

- 公正労働基準法は労働者の健康、能率及び一般的福祉のために必要な最低生活水準の維持にとって有害な労働条件の存在が、(1) 当該労働条件を数州の労働者間に広める原因となり、(2) 商品の自由な流通を困難にし、(3) 不公正な競争を生み、(4) 労働争議を起こさせ、商品の自由な流通を阻害し、(5) 秩序だった公正な取引を阻害することを認めるとした上で、この法律の政策は雇用及び稼得能力を実質的に低下させることなく、前項の産業における前項の労働条件を是正し、かつできるだけ速やかにこれを除去することであると宣言している³⁰。

(2) 適用労働者³¹

- 年商 50 万ドル以上の企業に雇用されている労働者
- 州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する企業に雇用されている労働者

²⁸ 一般的最低賃金法第 9 条第 2 項

²⁹ (独) 労働政策研究・研修機構 (JILPT) 「欧米諸国における最低賃金制度」『JILPT 資料シリーズ No.50』2008 年 12 月 p.7-31

³⁰ 公正労働基準法 § 202 - Congressional finding and declaration of policy

(a) The Congress finds that the existence, in industries engaged in commerce or in the production of goods for commerce, of labor conditions detrimental to the maintenance of the minimum standard of living necessary for health, efficiency, and general well-being of workers

(1) causes commerce and the channels and instrumentalities of commerce to be used to spread and perpetuate such labor conditions among the workers of the several States;

(2) burdens commerce and the free flow of goods in commerce;

(3) constitutes an unfair method of competition in commerce;

(4) leads to labor disputes burdening and obstructing commerce and the free flow of goods in commerce; and

(5) interferes with the orderly and fair marketing of goods in commerce. That Congress further finds that the employment of persons in domestic service in households affects commerce.

(b) It is declared to be the policy of this chapter, through the exercise by Congress of its power to regulate commerce among the several States and with foreign nations, to correct and as rapidly as practicable to eliminate the conditions above referred to in such industries without substantially curtailing employment or earning power.

<http://www.law.cornell.edu/uscode/text/29/202> (最終検索日：平成 27 年 1 月 29 日)

³¹ JILPT・前掲脚注 29 書 p.9-10

- 病院、身体障害者のための施設、心身に障害のある児童のための学校に雇用されている労働者、幼稚園、小学校、中学校、高等教育機関、連邦政府又は州、市、郡の職員
- 単一の雇用主から年に 1500 ドル以上を現金で受け取っている、または週に 8 時間以上就労している運転手、調理、フルタイムのベビーシッターなどの家事労働者

(3) 適用除外³²

- 幹部社員、管理職、専門職、季節的娯楽施設、教育施設に雇用されている労働者、小規模の新聞社に雇用されている労働者、外国籍船に雇用される船員、漁業に携わる労働者、新聞配達に従事する労働者、小規模農家に雇われる農業労働者、臨時雇いのベビーシッター、介護者、特定の技能のコンピューター専門職
- 減額措置 20 歳未満の労働者（雇い始めから 90 日間）、障害者、チップを得る従業員（月に 30 ドル以上チップを得る場合）、学生（常勤学生プログラム、学生プログラムの者）

(4) 改定方法、決定主体³³

- 連邦議会に最低賃金改定案が提出され、上下両院での審議の結果、改定が承認され、大統領が承認のサインをすることによって改定が認められる。一定期間ごとに見直す等の定めはない³⁴。

(5) 決定基準

- 改定にあたっての明確な基準は規定されていない。
- 実際の改定にあたっては、「引上げ金額の水準は経済的な合理性の視点よりも、政治的な駆け引きによって決められる公算が大きい」とされる³⁵。

³² JILPT・前掲脚注 29 書 p.10-12

³³ JILPT・前掲脚注 29 書 p.8

³⁴ 前回の改定は平成 19（2007）年の法改正において、施行後 60 日（2007 年 7 月 24 日）から 5.85 ドル、その 12 ヶ月後（2008 年 7 月 24 日）から 6.55 ドル、24 ヶ月後（2009 年 7 月 24 日）から 7.25 ドルとする段階的な最低賃金の引上げが規定されている。現在、民主党によって提出されている最低賃金公正法案において、①現行の 7.25 ドルから 2 年間にわたり 95 セントずつ三段階の引上げを行い、2016 年までに 10.10 ドルにすること、②その後、インフレーションに連動して金額を引上げること、③チップ労働者について、事業主が労働者に直接支払うべき時給額を現行の 2.13 ドルから 3.00 ドルとした後、通常の最低賃金額の 7 割に達するまで毎年 0.95 ドルずつ引き上げることが提案されている。

³⁵ JILPT・前掲脚注 29 書 p.9。なお、現在民主党が提案している 10.10 ドルの根拠として、提案者であるハーキン上院議員は、「当初、エコノミスト達と議論していた際、1968 年の水準（にインフレを加味した水準）にあたる 10.75 ドルまで上げたいという意見もあったが、10.75 ドルでは少し高すぎるかもしれない。（議会での）票を読み、事業界が反発しない範

5. オーストラリア：労使関係法、新職場関係法、Fair Work Act（2009）

(1) 目的

公正な最低賃金というセーフティネットを設定し維持すること³⁶

(2) 適用労働者 全ての労働者

(3) 適用除外

- 全国一律の国家最低賃金が全ての産業、職種に適用される。
- 産業ごとに国家最低賃金以上の額を設定することとされているモダ

囲で、ということも考慮した。一方貧困ラインからは脱出できるようにしたいという点もあり、10.10 ドルならそれができるといことで決まった」と述べている。ファーマン大統領経済諮問委員会（CEA）委員長は、「大統領が法案を支持している理由の一つは、10.10 ドルであれば、税控除を加味すれば、4人家族を貧困ラインから引き上げることができるというもの」と述べている（いずれも平成26年1月14日のEconomic Policy Instituteでのイベントにおける発言

<http://www.epi.org/event/path-raising-federal-minimum-wage-10-10/>）。同委員会は2月に、現行の最低賃金の場合、税控除をあわせても貧困ライン（25,000ドル）を17%下回るが、10.10ドルの最低賃金にすれば、貧困ラインを5%上回るとする試算結果を公表している。CEAではこのほか、インフレ率を考慮した最低賃金の価値がピーク（1968年）から3分の1となっていること、連邦最低賃金は平均賃金の36%でしかないこと、最低賃金の引上げが2800万人の労働者の利益になること、21州とDC特別区が連邦最低賃金より高い最低賃金を有すること、他の先進国の水準、64の研究に基づき、雇用への識別可能な影響はないこと等の資料を示している。Council of Economic Advisers. "The Economic Case for Raising the Minimum Wage"（平成26年2月12日）

http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/docs/final_min_wage_slides_no_embargo.pdf（最終検索日：平成27年1月29日）

他方、議会予算局（CBO）は、最低賃金引上げの効果に関するレポートを公表し、10.10ドルへの引上げは雇用を50万人分減少させる一方で、1650万人の労働者の賃上げにつながるとの推計を示している。Congressional Budget Office "The Effects of a Minimum-Wage Increase on Employment and Family Income"（平成26年2月18日）

<https://www.cbo.gov/sites/default/files/44995-MinimumWage.pdf>（最終検索日：平成27年1月29日）

³⁶ Fair Work Act 2009 Section 284 The minimum wages objective

(1) The FWC must establish and maintain a safety net of fair minimum wages, taking into account:

(a) the performance and competitiveness of the national economy, including productivity, business competitiveness and viability, inflation and employment growth; and

(b) promoting social inclusion through increased workforce participation; and

(c) relative living standards and the needs of the low paid; and

(d) the principle of equal remuneration for work of equal or comparable value; and

(e) providing a comprehensive range of fair minimum wages to junior employees, employees to whom training arrangements apply and employees with a disability.

http://www.comlaw.gov.au/Details/C2014C00342/Html/Volume_1#_Toc391283812（最終検索日：平成27年1月29日）

ン・アワード³⁷の最低賃金が適用される労働者はモダン・アワードによる。その他西部オーストラリア地域に一部個別の制度が存在。

- 若年者、訓練生、障害者等に適用される特別国家最低賃金がある。

(4) 改定方法、決定主体

- 独立裁定機関 Fair Work Commission 長官を委員長とする最低賃金委員会 (Minimum Wage Panel) が最低賃金額を設定し、FWC が全国最低賃金指令 (order) を出す³⁸。
- FWC は国の職場関係裁定機関で、労働裁定の制定、最低賃金規定の制定、協約の承認、不当な解雇の申立てへの対応、善意の労働交渉や労働協約に関する勧告、職場における労働争議の解決に向けた労働者と雇用主への支援等を行う。
- 決定に際しては、政府機関や、労使団体から提出された提案を考慮し、労使、州・連邦政府等との協議 (Consultation) を経るとされている。
- Minimum Wage Panel のメンバー³⁹について、労使同数等の定めはな

³⁷ アワードとは、最低労働条件等を規定する行政命令 (裁定) で、産業、職種、地域別に定められており、連邦アワードは豪州労使関係委員会 (Australian Industrial Relations Commission) が、州アワードは各州の労働裁判所 (State Industrial Tribunal) がそれぞれ策定する。最低基準ではあるが、実態として多くの場合アワードの条件がそのまま適用されていた。2010 年から数千に及ぶ州、特別地域における従前のアワードは 122 に縮小し、国内におけるあらゆる労使に対応する最新アワード (モダン・アワード) に見直された。厚生労働省『2013 年 海外情勢報告』p.504

<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/14/dl/t7-01.pdf> (最終検索日:平成 26 年 1 月 29 日) 参照

³⁸ 2005 年まで、国が決定する強行規定としての最低賃金制度は存在せず、労使紛争の調停・仲裁を行うオーストラリア労使関係委員会等が、産業、職業、地域別に裁定 (アワード) を行い、使用者には当該賃金水準を遵守すべき法的義務があった。Howard 政権 (保守連合) は、従前の最低賃金決定制度においてはその最低賃金上昇幅が不当に高くなるため制度を改めるべきであること、基本的な最低労働条件を法に明記する一方でアワードを簡素化すべきこと等を主張、2005 年 12 月の 1996 年職場関係法の改正、2006 年 3 月の労使関係法施行により最低金額の決定権限がオーストラリア公正賃金委員会 (AFPC: 産業界の有識者や大学教授などから構成) に移管され、アワードによる最低賃金制度は順次廃止することとなった。当該公正賃金委員会は最低賃金の決定に際し、失業者や低所得者が労働市場にとどまれる水準、現在全体における雇用情勢及び競争力、低所得者のセーフティネットとしての機能を考慮することとされていた。これに対し、2007 年連邦総選挙において、ラッド党首率いる労働党は、Howard 政権の労使関係制度改革を労働者の生活を脅かすものとするキャンペーンを展開し、労使関係法改正を行う旨公約として掲げ、政権を獲得。2009 年職場関係法 (Fair Work Act 2009) により、2010 年 1 月に 2006 年豪州職場関係法の最低労働基準は廃止され、国家雇用基準 (National Employment Standards: NES) とモダン・アワードが適用されることとなり、最低賃金についても現在の決定の仕組みとなった。厚生労働省『海外情勢報告』2005~2013 年版参照。

³⁹ <https://www.fwc.gov.au/at-the-commission/members-panels/the-panel-system>

く、現在は元労働組合、元弁護士、元労働関係委員会副委員長、元財務次官、労働市場等を専門とする大学教授から構成されている。

(5) 決定基準

- ▶ Fair Work Act に以下の考慮要素を規定⁴⁰
 - (a) 生産性、企業の競争性と生存、インフレーションと雇用の増大を含む国家経済のパフォーマンスと競争性、
 - (b) 労働力参加の増加を通じた社会的包摂の促進
 - (c) 相対的な生活水準と低賃金労働者のニーズ
 - (d) 同一又は同一価値の労働に対する同一報酬の原則
 - (e) 若年労働者、訓練期間の労働者、障害者に包括的な範囲で公正な最低賃金を設定すること

6. マレーシア⁴¹：国家賃金評議会法⁴²（2011）

(1) 目的

- ▶ 最低賃金に関しては明文の規定なし
- ▶ 平成 26 年 10 月の ASEAN 加盟国における最低賃金導入に関するセミナー⁴³における国家賃金評議会書記の報告によれば、最低賃金の目的として、(1) 労働市場の効率性の問題に対応すること、(2) 生産性の向上を促進すること、(3) 貧困と不平等を減らすことが掲げられている⁴⁴。また、労働市場の条件を修正する 4 つの根拠として①労働者とその家族の基本的な必要を充たすこと、②労働者に十分な社会的保護を与えること、③産業界にハイテクノロジーへの投資によりバリュー

⁴⁰ 前掲脚注 36 条文参照

⁴¹ 厚生労働省「2013 年海外情勢報告」特集アジア 7 か国の労使紛争とその解決制度 第四章マレーシア <http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/14/dl/06.pdf>（最終検索日：平成 27 年 1 月 29 日）

⁴² National Wages Consultative Council Act 2011（Act No. 723）, Minimum Wages Order 2012 http://www.ilo.org/dyn/natlex/natlex_browse.details?p_lang=en&p_country=MYS&p_classification=12.02&p_origin=COUNTRY&p_sortby=SORTBY_COUNTRY（最終検索日：平成 27 年 1 月 29 日）

⁴³ Seminar on Implementation of Minimum Wages: Lessons Learnt from ASEAN Member States and Dialogue Partners, 13-14 Oct. 2014, Kuala Lumpur, Malaysia

⁴⁴ 前掲脚注 43 セミナーでは、背景として、2009 年の人材省の研究では、民間企業の労働者の 33.8%が月あたり 700 リンギット未満の賃金（貧困ラインの収入が 720 リンギット）であり、2010 年のデータでは、48%の労働者が月 1000 リンギット未満の収入であること、2010 年の世界銀行の研究では、2000 年から 2008 年の労働生産性の上昇が 6.7%であるのに対し、賃金の上昇は 2.6%となっており、中所得の罠に陥っていると指摘されていることが述べられている。

チェーンを動かし、労働生産性を上げるよう促すこと、④未熟練外国人労働者への依存を減らすことを掲げている。

- また、マレーシア政府は 2020 年までに中所得国から高所得経済国に移行するため、一人当たり国民総所得 (GNI) を 2009 年の 6,700USD から 15,000USD に上昇させることを目指しており、最低賃金はこの政策の一環であるとされている。

(2) 適用労働者⁴⁵

- 家事使用人を除く被用者

(3) 適用除外⁴⁶

- 家内労働者 (家事使用人)
- 試用期間中の者 (採用後 6 ヶ月以内) には最大 30%まで減額可能

(4) 改定方法、決定主体

- 国家賃金評議会が 2 年に一度最低賃金額について審議。投票によって勧告を決める。最低賃金の率、業種、雇用形態、地域に応じた最低賃金の適用範囲、適用除外範囲、執行時期等について勧告することとされている。勧告より前に、一般からの意見を聴取すること及び賃金と社会経済的指標についてのデータを収集することとされている。評議会の勧告を踏まえ、政府 (内閣) が命令により最低賃金を規定。基本給に適用される。
- 国家賃金評議会の構成は、議長 1、副議長 1 (いずれも有識者)、書記 (政府職員)、政府職員少なくとも 5、労使代表各少なくとも 5 (労使同数)、その他少なくとも 5 (計 29 名以内) ⁴⁷
- 経済格差を考慮して、半島マレーシアと、ボルネオ島のサバ州・サラワク州及び連邦領ラブアンにおいてそれぞれ異なる額が決定されている。国家賃金評議会は、次回の見直しの際に半島マレーシアと他地域の最低賃金を同額にすることを検討すべきと勧告し、全国一律の最低賃金を目指している⁴⁸。

(5) 決定基準

- 国家賃金評議会法は評議会の設立及び最低賃金の施行に関する規定が主となっており、決定基準は明記されていない。
- 上記セミナーにおいて、労働者の基本的なニーズを決定するためのも

⁴⁵ 厚生労働省・前掲脚注 41 書 p.52

⁴⁶ 厚生労働省・前掲脚注 41 書 p.52

⁴⁷ 厚生労働省・前掲脚注 41 書 p.51

⁴⁸ 厚生労働省・前掲脚注 41 書 p.52

のとして、貧困ライン収入と、使用者の支払能力の参考として、賃金の中央値をベース⁴⁹とし、調整するための基準として消費者物価指数、生産性の成長率、失業率が掲げられている。

7. インドネシア⁵⁰：労働法（2003）

(1) 目的

- 労働法において、すべての労働者が人間性という観点から適切な生活を享受する権利を有すること、そのために政府が労働者を保護する賃金政策を確立することを規定⁵¹

(2) 適用労働者

- すべての労働者（最低賃金は勤続1年未満の者に適用され、勤続1年を超える場合はこの額を上回る賃金を払う必要がある。）⁵²

(3) 適用除外

- なし

(4) 改定方法、決定主体

- 地方ごとに行われる物価調査を元に、州・地域ごとに政労使三者で構成される賃金評議会で協議され、経営者団体と労働組合の合意に基づき、毎年各州の知事が決定⁵³する。
- 最低賃金は州別に決められるが、州によっては県・市でも規定できる（州別最低賃金よりも高額）。産業別最低賃金もあるが、産業別最低賃金は一般の最低賃金よりも5%以上高くなければならない⁵⁴。

(5) 決定基準

⁴⁹ 貧困ライン収入が 720 リンギット、賃金の中央値が 955 リンギット（2009 年）

⁵⁰ 厚生労働省「2013 年海外情勢報告」特集アジア 7 か国の労使紛争とその解決制度 第三章インドネシア <http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/14/dl/05.pdf>（最終検索日：平成 27 年 1 月 29 日）

⁵¹ 労働法第 88 条

(1) Every worker/labourer has the right to earn a living that is decent from the viewpoint of humanity.

(2) In order to enable the worker to earn a living that is decent from the viewpoint of humanity as referred to under subsection (1), the Government shall establish a wage policy that protects the worker/labourer.

<http://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/WEBTEXT/64764/65275/E03IDN01.htm#top>（最終検索日：平成 27 年 1 月 29 日）

⁵² 厚生労働省・前掲脚注 50 書 p.39

⁵³ 州知事は審議会の勧告を大幅に上回る引上げの決定をする例が見られ、労働組合も賃金評議会への出席を拒否してデモに訴える例が見られる。厚生労働省・前掲脚注 50 書 p.42

⁵⁴ 厚生労働省・前掲脚注 50 書 p.39

- 労働法では、適正な生活の必要 (the need for decent living: KHL (kebtuhan hidup layak) 以下「適正生活水準」という。) に基づき、生産性と経済成長を考慮して、州若しくは県／市、又は産業別に最低賃金を決定することを規定⁵⁵。労働移住大臣は、政労使三者構成の全国賃金評議会の審議を経て、適正生活水準の算定方法を定める。各州の賃金評議会では、算出された州の KHL に基づいて、最低賃金額の勧告を行い、最終的には各州の知事が毎年の最低賃金額を決定する⁵⁶。
- 適正生活水準 (KHL：独身労働者一人が1日 3000kcal を摂取するために必要な1ヶ月の経費) を満たす収入を実現するために最低賃金を定める。KHL は米 10kg、肉 0.75kg など 60 品目を大臣令で定め、その価格の合計として算出⁵⁷。
- 州 (又は県・市) における最低賃金は、労働需給、消費者物価指数、経済成長率及び賃金相場を考慮して決められるので、KHL を必ずしも上回らなければならないことはないが、KHL に近づけることが求められている⁵⁸。

8. フィリピン⁵⁹：賃金合理化法 (1989)

(1) 目的⁶⁰

⁵⁵ 厚生労働省・前掲脚注 50 書 p.39

⁵⁶ 厚生労働省・前掲脚注 50 書 p.39

⁵⁷ 厚生労働省大臣官房国際課調べ、前掲脚注 43 セミナーでの報告による

⁵⁸ 2012 年に労使の合意なく労働側主張に沿った最低賃金決定が訴訟となり、裁判に反発する大規模デモが発生。その後も労働運動の加熱により人件費高騰が問題となったことから、2013 年 9 月に大統領令が発出され、最低賃金は KHL 達成を目指すものであることが改めて規定され、最低賃金が限りなく上がるのではなく、理論上の上限が KHL であると受け止められた (厚生労働省大臣官房国際課調べ)。セミナー (前掲脚注 43) において、物価調査が総合的なものでないこと、最低賃金決定が生計費のみに基づいていることが課題として報告されている。

⁵⁹ 厚生労働省「2013 年海外情勢報告」特集アジア 7 か国の労使紛争とその解決制度 第五章フィリピン <http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/14/dl/07.pdf> (最終検索日：平成 27 年 1 月 29 日)

⁶⁰ 賃金合理化法

SEC. 2. It is hereby declared the policy of the State to rationalize the fixing of minimum wages and to promote productivity-improvement and gain-sharing measures to ensure a decent standard of living for the workers and their families; to guarantee the rights of labor to its just share in the fruits of production; to enhance employment generation in the countryside through industry dispersal; and to allow business and industry reasonable returns on investment, expansion and growth.

<http://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/49680/102493/F1749662034/PHL49680.pdf> (最終検索日：平成 27 年 1 月 29 日)

- 労働者とその家族の適切な生活水準を保障すること
 - 生産の成果を正当に分配する労働権を保障すること
 - 産業の分散により地方での雇用の創出を高めること
 - 企業と産業に正当な投資、拡大、成長のリターンを得るようにさせること
- (2) 適用労働者
- 地域により異なる。マニラ首都区では、農業及び非農業全般に設定⁶¹。
- (3) 適用除外⁶²
- 従業員数 10 人未満の小売・サービス業
 - 政府により財政難であると認定された企業
 - 自然災害に被災していると認定された企業
 - 見習い雇用期間中の労働者は 75%に減額
- (4) 改定方法、決定主体
- 国家賃金生産性委員会が策定した賃金ガイドラインに沿って、全国 17 の地区の地域三者賃金生産性委員会が業種別に最低賃金を設定する。国家賃金生産性委員会は、地域三者賃金生産性委員会が設定した最低賃金を審査し政府に勧告する。勧告を受けた政府は、公聴会を経たうえで最低賃金を決定し、公表する。公表された最低賃金は最低賃金命令として発効となる（1 年間有効。）⁶³
 - 国家賃金生産性委員会は、政府側 3 名、使用者及び労働者代表からそれぞれ 2 名により構成。委員長は労働雇用省長官、副委員長が国家経済開発庁長官。賃金及び生産性に関する大統領及び議会の諮問機関で、賃金ガイドラインを作成する権限や、地域三者賃金生産性委員会の最低賃金が適正かどうかを審査し、政府に勧告する⁶⁴。
- (5) 決定基準⁶⁵

⁶¹ 厚生労働省・前掲脚注 59 書 p.62。100 床以下の小規模病院、15 人以下の人数を雇用する小規模小売・サービス業、10 人未満を常時雇用する製造業に別途最低賃金を設定

⁶² 厚生労働省・前掲脚注 59 書 p.63

⁶³ 厚生労働省・前掲脚注 59 書 p.61

⁶⁴ 厚生労働省・前掲脚注 59 書 p.61

⁶⁵ 賃金合理化法 ART. 124. Standards/Criteria for Minimum Wage Fixing.-The regional minimum wages to be established by the Regional Board shall be as nearly adequate as is economically feasible to maintain the minimum standards of living necessary for the health, efficiency and general well-being of the employees within the framework of the national economic and social development program. In the determination of such regional minimum wages, the Regional Board shall, among other relevant factors, consider the following: (a) The demand for living wages; (b) Wage adjustment vis-a-vis the consumer price index; (c) The cost of living and changes or increases

- 賃金合理化法において、最低賃金は国家経済社会開発計画のフレームワークにおいて、可能な限り適切かつ経済的に実行可能なように、労働者の健康、能率及び全体的な幸福のために必要な生活の最低基準を維持出来るよう、以下の要素を考慮して決定することとされている。
 - (a) 生活賃金の必要
 - (b) 消費者物価指数に相対した賃金調整
 - (c) 生計費とその変動又は増加
 - (d) 労働者とその家族の必要
 - (e) 企業に地方への投資を促す必要性
 - (f) 生活水準の向上
 - (g) 一般的な賃金水準
 - (h) 投資された資本の公正な回収と使用者の支払能力
 - (i) 雇用の創出と世帯収入への効果
 - (j) 経済的社会的発展の要請に沿った公平な収入と富の分配

9. タイ⁶⁶：労働者保護法（1998）

- (1) 目的
 - 明文の規定なし
- (2) 適用労働者
 - 適用除外を除くすべての労働者⁶⁷
- (3) 適用除外⁶⁸
 - 国・地方公務員及び国営企業の労働者
 - 農業労働者・在宅労働者・個人事業主等
 - 短時間のアルバイト
 - 最低賃金は1日あたりの最低賃金を定めるため、1日8時間未満の労働者

therein; (d) The needs of workers and their families; (e) The need to induce industries to invest in the countryside; (f) Improvements in standards of living; (g) The prevailing wage levels; (h) Fair return of the capital invested and capacity to pay of employers; (i) Effects on employment generation and family income; and (j) The equitable distribution of income and wealth along the imperatives of economic and social development.

<http://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/49680/102493/F1749662034/PHL49680.pdf>（最終検索日：平成27年2月2日）

⁶⁶ 厚生労働省「2013年海外情勢報告」特集アジア7か国の労使紛争とその解決制度 第6章タイ <http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/14/dl/08.pdf>（最終検索日：平成27年2月2日）

⁶⁷ 厚生労働省・前掲脚注66書 p.66

⁶⁸ 厚生労働省・前掲脚注66書 p.66

働時間の労働者の時給には適用されないが、慣例として1日の最低賃金から計算して1時間あたりの最低賃金を下回らない額が支払われている。

(4) 改定方法、決定主体

- ▶ 地域別最低賃金は、地域・県ごとに77の地区で毎年改定。政労使三者による中央賃金委員会が地域別最低賃金と技能別最低賃金を審議し、内閣に対して賃金政策及び賃金に関する意見を提出。閣議決定を経て告示。2013年1月から実質的には全国一律最低賃金⁶⁹。
- ▶ 中央賃金委員会の委員長は労働省事務次官、政府側4、使用者及び労働者代表それぞれ5。地方賃金委員会は、中央賃金委員会内の小委員会に相当するもので、中央賃金委員会より任命された委員で構成。原則として地域・県ごとに設置⁷⁰。

(5) 決定基準

- ▶ 中央賃金委員会と地方賃金委員会は、地域別最低賃金を検討するに当たって、当該地域における労働者の実質賃金、生計費指標、インフレ率、生活水準、生産コスト物価、企業の支払能力、労働生産性、GNP、経済社会情勢を考慮することとされている⁷¹。

10. ベトナム⁷²：労働法

(1) 目的

⁶⁹ タイは2013年に大幅な最低賃金引き上げを行っているが、これについては、2000年代、強い経済成長と労働生産性の大幅な向上があったにもかかわらず、最低賃金が長期間調整されず、購買力が実質的に横ばいで1995年を下回る水準であったこと、平均賃金の伸びをも下回っていたことが指摘されている。(ILO・ADB『2015年ASEAN経済共同体創設に向けて～より良い仕事と反映の分かち合い～』p.124) タイ政府は地域別最低賃金の一律300バーツへの引上げに対して、失業者が増加するリスクを認識しており、動向を注視するとともに、労働者のスキルアップに取り組んでいるとしている。2014年2015年は引き上げられないことが決定されている。(厚生労働省・前掲脚注66書p.65)

⁷⁰ 厚生労働省・前掲脚注66書p.65

⁷¹ 労働者保護法 Section 87. When considering the prescription of the minimum wage rates and the basic minimum wage rate, the Wages Committee shall study and consider the facts connected with the wage rates which are actually being received by employees, together with other facts, especially the Cost of Living Index, the rate of inflation, living standards, costs of production, prices of goods, capabilities of businesses, labour productivity, the Gross National Product, and the economic and social situation. <http://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/WEBTEXT/49727/65119/E98THA01.htm#c7> (最終検索日：平成27年2月2日)

⁷² 厚生労働省「2013年海外情勢報告」特集アジア7か国の労使紛争とその解決制度 第7章ベトナム <http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/14/dl/09.pdf> (最終検索日：平成27年2月2日)

- 労働法において、最低賃金は、通常の労働条件において最も単純な作業を行う被用者に払われる最も低い報酬であり、当該被用者及び家族の最低生計費ニーズを保障しなければならない、とされている⁷³。
- (2) 適用労働者
- 労働者を雇用する企業（外資系企業含む）、協同組合、農業従事者、家族、個人及び機関・組織で働く労働者⁷⁴。
- (3) 適用除外⁷⁵
- 国営機関、政府機関、国営企業法に基づく企業で働く労働者（他の最低賃金の適用がある）
 - 減額措置 試用期間中、研修中等の労働者（70%以上）
- (4) 改定方法、決定主体
- ベトナム労働総連合（VGCL）、雇用主の代表者と協議し、国家賃金審議会の提案による地域別最低賃金額を公表する⁷⁶。地域別最低賃金は現在4つの地域で規定⁷⁷。
 - 国家賃金審議会は、最低賃金について政府に提言する機関として、2013年新設。労働傷病兵社会問題省（MOLISA）5、ベトナム労働総連合5、中央の使用者組織代表5から構成。議長はMOLISAの副長官、副議長はベトナム労働総連合、ベトナム商工会議所（VCCI：非国有企

⁷³ 労働法 Article 91. Minimum wages 1. Minimum wage is the lowest payment for an employee who performs the simplest work in normal working conditions and must ensure the minimum living needs of the employee and his/her family. The minimum wage shall be determined on monthly, daily and hourly basis, and by regions and sectors.

2. Based on the minimum living needs of the employee and his/her family, social and economic conditions, and wage levels in the labour market, the Government shall announce the regional minimum wage on the basis of the recommendation of the National Wage Council.

<http://ilo.org/dyn/natlex/docs/MONOGRAPH/91650/114939/F224084256/VNM91650.pdf>

（最終検索日：平成27年2月2日）

⁷⁴ 厚生労働省・前掲脚注72書p.77

⁷⁵ 厚生労働省・前掲脚注72書p.77、ILO TRAVAIL legal databases

<http://www.ilo.org/dyn/travail/travmain.byCountry2>（最終検索日：平成27年2月2日）

⁷⁶ 同審議会の議長を務めるファム・ミン・フアン労働傷病兵社会問題省次官は2013年の引き上げに関し、「最低賃金は労働者の最低限の生活が保障され、一方で企業が事業をする上での健全性が保たれなければならない」とし、「ベトナム労働総連合側の提案は最高で36%の引き上げだったが、経済成長の鈍化による企業側の経営状況を考えた場合、大幅な引き上げはコスト負担が大きくなる。このため同審議会で検討の結果、現在の改正案になった」と述べている。厚生労働省・前掲脚注72書p.79

⁷⁷ 労働傷病兵社会問題省（MOLISA）は地域別最低賃金の統一スケジュールの策定を行動計画として公表している。厚生労働省・前掲脚注72書p.86

業と外資系企業の代表)、ベトナム協同組合連合 (VCA : 協同組合や中小企業の連合) の代表者⁷⁸。

(5) 決定基準

- ▶ 最低賃金とは、通常の労働条件で最も単純な業務を行う被用者に支払われる最低位の金額であり、被用者及び彼らの家族の最低生計費ニーズを保障できるように設定することとされている⁷⁹。
- ▶ 被用者及び彼らの家族の生活の必要、経済成長率、消費者物価指数等の経済社会状況、使用者の支払能力、雇用状況、企業のパフォーマンス及び労働市場での賃金額に基づき調整。消費者物価指数の高騰等により、労働者の実質賃金下がった場合は、労働者の実質賃金を確保するため、最低賃金は再調整される⁸⁰。
- ▶ 「最低生計費ニーズ (The Minimum living needs)」は労働者一人の生計費 (食費 49%、食費以外 51%) と子育て費用 (労働者本人の生計費の 70%) で計算される。食費については、一人あたり一日 2300kcal の栄養をとれるよう、45 種類の必須食品についてマーケットバスケット方式で算定される。地域による物価の違いも考慮に入れられる⁸¹。

1 1. 韓国：最低賃金法 (1986) ⁸²

(1) 目的

- ▶ 法において、最低賃金の保障により、労働者の生活の安定と労働力の質の向上を図り、もって国家経済の健全な発展に貢献することを規定

83

⁷⁸ 厚生労働省・前掲脚注 72 書 p.78、前掲脚注 43 のセミナーでの報告に基づく

⁷⁹ 現在の最低賃金は最低生活水準の 79-83%しか保障していないとされており (前掲脚注 43 セミナーでの報告による)、2012 年 8 月の共産党中央委員会にて、「2015 年までに実際の最低生活費と最低賃金の水準を一致させる」という方針が打ち出されている。厚生労働省・前掲脚注 72 書 p.80

⁸⁰ 前掲脚注 75 ILO TRAVAIL legal databases

⁸¹ 上記セミナー (前掲脚注 43) において、ベトナム政府より、現在は最低生計費ニーズの 79-83%しか満たしていないため、使用者の支払能力に即して、このニーズを満たすロードマップを作成しているとの報告がされた。また、この最低生計費ニーズを満たした後は、平均賃金を参照しつつ、社会経済状況に即して調整されるべきであるとされている。

⁸² 最低賃金法 (英文) <http://www.moleg.go.kr/FileDownload.mo?flSeq=38895> (最終検索日：平成 27 年 2 月 2 日)

⁸³ 最低賃金法 Article 1 (Purpose) The purpose of this Act is to stabilize workers' life and improve the quality of the labor force by guaranteeing them a minimum level of wages, thereby contributing to the sound development of the national economy.

- 期待できる効果として、賃金格差の縮小と所得分配の向上、労働者の生活の安定と、労働生産性の向上、企業における公正競争と合理的な経営が掲げられている⁸⁴。
- (2) 適用労働者
 - 適用除外を除くすべての労働者
- (3) 適用除外
 - 同居の親族のみを雇用する企業、家事使用人、船員、精神的、肉体的な障害により著しく労働能力が低い者⁸⁵
- (4) 改定方法、決定主体⁸⁶
 - 雇用労働省が最低賃金委員会に諮問、決定。
 - 最低賃金委員会は、労働者代表 9、使用者代表 9、公益代表 9 で構成
 - 三月末までに諮問→本審→生計費技術委員会において生計費の計算について議論、賃金水準技術委員会において同類の労働者の賃金、労働生産性、所得分配率等について議論→本審において労使代表から提案→公益委員による調整→労使の提案に隔たりがあるときは、労使代表が一致して公益委員提案を要請→投票→答申→最低賃金の公表(8月5日まで。適用は翌年1月から)
- (5) 決定基準⁸⁷
 - 法において、労働者の生計費、類似の労働者の賃金、労働生産性、国民所得に占める労働者の報酬の割合（事業の種類によって異なる額が設定される）を規定

⁸⁴ 上記セミナー（前掲脚注 43）での報告に基づく

⁸⁵ 最低賃金法 Article 3（Scope of Application）

(1) This Act shall apply to all businesses or workplaces（hereafter referred to as “business”） employing workers : Provided that this Act shall not apply to businesses which employ only relatives living together with the employer, and to persons employed for household work.

(2) This Act shall not apply to seamen who are subject to the Seaman Act or to ship owners employing such seamen.

Article 7（Exclusion from Application of Minimum Wage）

The provision of Article 6 shall not apply to those who fall under the scope of any of the following subparagraphs and for whom the employer obtains permission from the Minister of Employment and Labor under the conditions as prescribed by the Presidential Decree:

1. A person who has remarkably low abilities to work due to a mental or physical handicap;

2. Other people to whom it is deemed inappropriate to apply the minimum wage.

⁸⁶ 上記セミナー（前掲脚注 43）での報告に基づく

⁸⁷ 上記セミナー（前掲脚注 43）での報告に基づく

- 議論に用いられている資料として、未婚独身労働者の生計費、2人以上家庭における平均月収と消費支出、影響率、未満率、低技能労働者の雇用分布、低賃金労働者の雇用分布、所得分配率指標、雇用への影響、製造業とサービス業の生産性成長率、経済成長率と消費者物価上昇の予測、経済成長率、実質賃金の伸び、雇用の伸び率と失業率、100人以上事業所における労働協約による賃金の伸び率、一般賃金（時給）の中央値、所得分配率、賃金総額（時給）の中央値、雇用指標、賃金上昇、国際比較、OECD 諸国及びその他の諸外国の最低賃金決定基準と賃金レベル 等